**年金とは**

公的年金は国が加入を義務づけている年金制度です。 老齢、障害、または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを防止する目的で運営されています。 なかでも老齢年金は老後の所得保障の柱として、老後の生活を支える役割を担っています。

公的年金制度は大きく分けて、国民年金・厚生年金・共済年金の３種類になります。基本的に職業により加入する制度が異なります。

**１、国民年金（老齢基礎年金）**

日本に住む２０歳以上６０歳未満のすべての人が加入する制度で、「基礎年金」とも呼ばれています。基礎年金はあらゆる人に共通の年金です。

**２、厚生年金（報酬比例）**

会社員やＯＬなど、民間の会社で働いている人が加入している制度です。

**３、共済組合（年金）**

国家公務員、地方公務員、私立学校教職員の方たちが加入する制度です。

**60歳　　　　　　　　　　　　　　　　　　65歳**

**報酬比例部分　　　　　　　　　老齢厚生年金**

**定額部分　　　　　老齢基礎年金**

**加給年金又は振替加算**

**６０歳台前半（６５歳未満）の老齢厚生年金の額はいくら？**

　６０歳台の前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、説年月日に応じて、定額部分と報酬比例部分と加給年金額を合計した金額が支給されます。

**報酬比例部分：過去の報酬等に応じて決まります。**

　　　報酬比例部分＝（Ａ＋Ｂ）×１．０３１×０．９８５（物価スライド率）

　　　Ａ：平成１５年３月以前の被保険者期間

平成15年3月までの被保険者期間の月数

10／1000

～7.5／1000表①

平均標準報酬月額

　　　　　　　　　　　　　　　　×　　　　　　　　　　　×

　　　Ｂ：平成１５年４月以後の被保険者期間

平成15年4月以後の被保険者期間の月数

7.692／1000

~5.769／1000表②

平均標準報酬月額

　　　　　　　　　　　　　　　　×　　　　　　　　　　　×

※定額部分　加入期間の長さ等に応じて決まります。

**定額部分**＝

1. ６７６円×（１．８７５～１．０００）×被保険者期間の月数×０．９８５

　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日による乗率（表の③参照）　　　　　　　　　　　　　　　物価スライド率

表　　生年月日による乗率　　　　　　　　　　　　（昭和６１年４月１日以前の生まれた方については省略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生年月日 | ① | ② | ③ |
| Ｓ１６年４月２日～Ｓ１７年４月１日 | ８．０６／１０００ | ６．２００／１０００ | １．１７０ |
| Ｓ１７年４月２日～Ｓ１８年４月１日 | ７．９４／１０００ | ６．１０８／１０００ | １．１３４ |
| Ｓ１８年４月２日～Ｓ１９年４月１日 | ７．８３／１０００ | ６．０２３／１０００ | １．０９９ |
| Ｓ１９年４月２日～Ｓ２０年４月１日 | ７．７２／１０００ | ５．９３８／１０００ | １．０６５ |
| Ｓ２０年４月２日～Ｓ２１年４月１日 | ７．６１／１０００ | ５．８５４／１０００ | １．０３２ |
| 平成２１年４月２日以降 | ７．５０／１０００ | ５．７６９／１０００ | １．０００ |

**老齢基礎年金は、何歳からいくら受け取れるのか**

　老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済み期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として**２５年以上必要**です。

何歳からいくら受給できるかを知ることは老齢の生活設計を考える上で、非常に重要です。 ６０歳から受給できるにもかかわらず、それを知らずに裁定請求の手続きをしていない方が非常に多いのも現実です。

まず、**国民年金のみの方の受給開始年齢は６５歳**です。（今までに厚生年金や共済組合に加入した経験の無い方、加入期間が１年未満の方）

サラリーマンやＯＬが加入する**厚生年金に１年以上加入した経験のある方は６０歳から**受給できます。これを「**特別支給の老齢厚生年金**」といいます。

この特別支給の老齢厚生年金も２階建ての仕組みになっていて、老齢基礎年金にあたる**定額部分**と老齢厚生年金にあたる**報酬比例部分**に分けられます。そして以下の図のように、老齢基礎にあたる定額部分の受給開始が生年月日により、段階的に引き上げられる仕組みになっています。

サラリーマンやＯＬの方たちは厚生年金、公務員の方たちは共済組合（年金）に加入していますが、毎月給与から天引される保険料の一部は、**自動的に国民年金へ拠出**されていますので厚生年金・共済組合加入者は、手続きをしなくても国民年金に自動的に加入していることになります。

**※第３号被保険者の制度が始まったのはいつ？**

サラリーマンや公務員の妻などが保険料の負担なしで国民年金に加入できる、いわゆる**「第３号被保険者制度」が始まったのは、昭和６１年４月１日**からです。

それ以前（昭和６１年３月まで）は、第３号被保険者という制度はなく、国民年金の任意加入の対象でした。サラリーマンや公務員の妻などで、任意加入せずに保険料を納めていなかった場合は、その分年金額が減額されることになり、満額の老齢基礎年金を受け取ることができません。

ただし、昭和３６年４月から昭和６１年３月までの間のサラリーマン、公務員の妻（２０歳から６０歳までの期間に限る）であった期間は「**合算対象期間**（いわゆるカラ期間）」として、年金を受給するために必要な期間（２５年）に加えられることになります。

**老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間の特例**

　下記、特例１～４に該当する者は、資格期間が２５年未満でもそれぞれの生年月日に基づく期間を満たせば必要な資格期間と見なされる。

　　特例１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資格期間２１年～２４年以上 | 生年月日 | 期　間 |
| 昭和２年４月１日以前 | ２１年 |
| 昭和２年４月２日～昭和３年４月１日 | ２２年 |
| 昭和３年４月２日～昭和４年４月１日 | ２３年 |
| 昭和４年４月２日～昭和５年４月１日 | ２４年 |

　　特例２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 厚生年金保険又は共済組合の加入期間が２０年～２４年以上 | 生年月日 | 期　間 |
| 昭和２７年４月１日以前 | ２０年 |
| 昭和２７年４月２日～昭和２８年４月１日 | ２１年 |
| 昭和２８年４月２日～昭和２９年４月１日 | ２２年 |
| 昭和２９年４月２日～昭和３０年４月１日 | ２３年 |
| 昭和３０年４月２日～昭和３１年４月１日 | ２４年 |

　　特例３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４０歳（女性・坑内員・船員は３５歳）以後厚生年金保険の被保険者期間が１５年～１９年以上 | 生年月日 | 期　間 |
| 昭和２２年４月１日以前 | １５年 |
| 昭和２２年４月２日～昭和２３年４月１日 | １６年 |
| 昭和２３年４月２日～昭和２４年４月１日 | １７年 |
| 昭和２４年４月２日～昭和２５年４月１日 | １８年 |
| 昭和２５年４月２日～昭和２６年４月１日 | １９年 |

　　特例４

　　　次に該当

1. 昭和２９年４月以前から引き続く１５年間に坑内員として実際に１２年以上加入
2. 昭和６１年３月３１日までに漁船員の特例（実期間１１年３ヶ月以上）を満たしている（但し、昭和２７年４月１日以前の生まれの方に限る）
3. 退職共済年金の特例受給の資格期間を満たした。
4. 恩給など旧制度で老齢（退職）給付を受けられる。

**老齢基礎年金の年金額（平成２４年度の額）は**

　２０歳から６０歳になるまで（加入可能年数４０年）の保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金が受けられます。

**年金額（満額）＝年間７８６，５００円（月額６５，５４１円）**

**老齢厚生年金及び老齢基礎年金の年金は、早めに受け取ることは可能か**

　満６０歳以上であれば、「繰上げ請求」の制度があります。年金事務所で「繰上げ請求」の請求を行うことで、受給は可能です。但し、老齢厚生年金のみを繰上げることは出来ません。また、早期受給に際して、本来受給できる年金がから一定の減額率により減額され、額は今後将来変わらず、６５歳以降に受け取る年金にも適用されます。

**老齢厚生年金は何歳から支給開始されるのか**

　老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され、６５歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。

　但し、**当分の間は、受給資格を満たしていれば、６５歳になるまで、特別支給の老齢年金が支給されます。**

**６０歳から６５歳になるまでの老齢厚生年金**

　　これを**特別支給の老齢厚生年金**と言います。**支給開始の年齢は生年月日に応じて異なります。**

**６５歳からの老齢厚生年金**

　　老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間があって、老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たした方が、**６５歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給**されます。

**（報酬比例部分）**

**老齢厚生年金**

**（定額部分）**

**特別支給の老齢厚生年金**

**老齢基礎年金**

▲　　　　　　　　　　　　　　　　　　▲

　　６０歳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６５歳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 生年月日 | **男性**　昭和１６年４月１日　以前  **女性**　昭和２１年４月１日　以前 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ | |
| 定額部分は  **６０歳**から | | 報酬比例部分 | | | | | 老齢厚生年金 | |
| 定額部分 | | | | | 老齢基礎年金 | |
| **２** | 生年月日 | | **男性**　昭和１６年４月２日 ～ 昭和１８年４月１日  **女性**　昭和２１年４月２日 ～ 昭和２３年４月１日 | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 定額部分は  **６１歳**から | 報酬比例部分 | | | | | 老齢厚生年金 |
|  | 定額部分 | | | | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３** | 生年月日 | **男性**　昭和１８年４月２日 ～ 昭和２０年４月１日  **女性**　昭和２３年４月２日 ～ 昭和２５年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 定額部分は  **６２歳**から | 報酬比例部分 | | | | | 老齢厚生年金 |
|  | | 定額部分 | | | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **４** | 生年月日 | **男性**　昭和２０年４月２日 ～ 昭和２２年４月１日  **女性**　昭和２５年４月２日 ～ 昭和２７年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 定額部分は  **６３歳**から | 報酬比例部分 | | | | | 老齢厚生年金 |
|  | | | 定額部分 | | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **５** | 生年月日 | **男性**　昭和２２年４月２日 ～ 昭和２４年４月１日  **女性**　昭和２７年４月２日 ～ 昭和２９年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 定額部分は  **６４歳**から | 報酬比例部分 | | | | | 老齢厚生年金 |
| 定額部分 → | | | |  | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **６** | 生年月日 | **男性**　昭和２４年４月２日 ～ 昭和２８年４月１日  **女性**　昭和２９年４月２日 ～ 昭和３３年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 定額部分は  **なし** | 報酬比例部分 | | | | | 老齢厚生年金 |
| 定額部分なし | | | | | 老齢基礎年金 |

生年月日が昭和２８年４月２日（女性は昭和３３年４月２日）以降の場合は、報酬比例部分でさえも６０歳から受給できなくなります。

将来的には、**完全に６５歳からの支給**になります。老後の生活設計を計画するためにも、自分がどこに当てはまるかを確認しておきましょう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **７** | 生年月日 | **男性**　昭和２８年４月２日 ～ 昭和３０年４月１日  **女性**　昭和３３年４月２日 ～ 昭和３５年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 報酬比例のみ  **６１歳**から |  | 報酬比例部分 | | | | 老齢厚生年金 |
| 定額部分なし | | | | | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **８** | 生年月日 | **男性**　昭和３０年４月２日 ～ 昭和３２年４月１日  **女性**　昭和３５年４月２日 ～ 昭和３７年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 報酬比例のみ  **６２歳**から |  | | 報酬比例部分 | | | 老齢厚生年金 |
| 定額部分なし | | | | | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **９** | 生年月日 | **男性**　昭和３２年４月２日 ～ 昭和３４年４月１日  **女性**　昭和３７年４月２日 ～ 昭和３９年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 報酬比例のみ  **６３歳**から |  | | | 報酬比例部分 | | 老齢厚生年金 |
| 定額部分なし | | | | | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１０** | 生年月日 | **男性**　昭和３４年４月２日 ～ 昭和３６年４月１日  **女性**　昭和３９年４月２日 ～ 昭和４１年４月１日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 報酬比例のみ  **６４歳**から | 報酬比例部分 → | | | |  | 老齢厚生年金 |
| 定額部分なし | | | | | 老齢基礎年金 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１１** | 生年月日 | **男性**　昭和３６年４月２日 ～  **女性**　昭和４１年４月２日 ～ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | ６０ | ６１ | ６２ | ６３ | ６４ | ６５～ |
| 年金の支給は  **６５歳**から | 報酬比例部分なし | | | | | 老齢厚生年金 |
| 定額部分なし | | | | | 老齢基礎年金 |

上図のように将来的には、**完全に６５歳からの支給**になります。厚生労働省としても企業の定年を６５歳まで引き上げるための法律の整備など対策を進めていますが、満額支給される６５歳までの５年間が「**魔の５年間**」にならないよう、個人としても民間の金融機関で積立をするなどして対策をしておく必要があります。

**６０歳台前半（６５歳未満）の老齢厚生年金の額はいくら**

　６０歳台前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、生年月日に応じて、定額部分と報酬比例部分と加給年金額を合計した金額が支給されます。

**会社に勤めながら年金は受給できますか**

　７０歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、７０歳以上の方が厚生年金保険の適用事務所に勤めた場合は、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部又は全額が支給停止となる場合があります。これを在職老齢年金と言います。

**◯６０歳から６５歳になるまでの在職老齢年金の計算方法**

　　基本月額：加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）＋（その月以前１年間の標準賞与の合計）÷１２

全額支給

基本月額と総報酬月額相当額の合計が２８万円以下

　　　　　　　　　　　いいえ

計算方法①

基本月額が

２８万円以下

　　　　　　　　　　　はい

総報酬月額相当額が

４６万円以下

基本月額が

２８万円超

計算方法②

　　　　　　　　　　　いいえ

計算方法③

基本月額が

２８万円以下

　　　　　　　　　　　　　　　はい

総報酬月額相当額が

４６万円超

基本月額が

２８万円超

計算方法④

計算方法

在職老齢年金による調整後の年金支給月額＝

計算方法①:基本月額－（総報酬月額相当額＋基本月額－２８万円）÷２

計算方法②:基本月額－総報酬月額相当額÷２

計算方法③:基本月額－［（４６万円＋基本月額－２８万円）÷２＋総報酬月額－４６万円］

計算方法④:基本月額－［（４６万円÷２＋（総報酬月額－４６万円）］

**◯６５歳以後の在職老齢年金の計算方法**

基本月額：加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）＋（その月以前１年間の標準賞与の合計）÷１２

　※７０歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額利合計が４６万円以下

い

い

え

は　い

全額支給

一部又は全額支給停止

　　　　　　　　　　　　　在職老齢年金による調整後の年金支給月額＝

　　　　　　　　　　　　　　基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－４６万円）÷２

**雇用保険の失業給付と年金は同時に受けられるか**

　特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は、同時に受けられません。また、厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が雇用保険の**高年齢雇用継続給付**を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が停止されます。

**◯雇用保険の失業給付（基本手当）との調整**

　　ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌日から失業給付の受給期間が経過し

　　た日の属する月（又は所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、特別支給の老齢厚

生年金が全額支給停止されます。



**◯雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整**

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある６０歳以上６

５歳未満の雇用保険被保険者に対して、賃金額が６０歳到達時の７５％未満となった方を対

象に、最高で賃金額の１５％に相当する額を支給するものです。

厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が雇用高年齢雇用

継続給付（高年齢者雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受けられるときは、在職

による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。支給停止される年金額は、

最高で賃金（標準報酬月額）の６％に当たる額です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 賃　金 | 賃　　金 | ◀60歳 | ◀65歳 | |
| 高年齢雇用継続給付 |  |  | |
| 賃　　　金  （７５％未満に低下） |
|  | |  |
| 年　金 | 高年齢雇用継続給付  受給による支給停止 |  |
| 在職による支給停止 |
| 支給される年金 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　▲年金受給権発生

**６０歳前半層（６０～６４歳）の年金と雇用保険失業給付の併給について**

　◯６０～６５歳まで支給される特別支給の老齢厚生年金は、雇用保険間基本手当と同時には受けられません。年金が全額支給停止となる期間は、ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、基本手当の受給期間が経過した日の属する月（又は所定給付日数を受け終わった日の属する月）までです。

　◯「特別支給の老齢厚生年金」の支給額が雇用保険の「基本手当」より多い場合は、「基本手当」の請求手続きをしなければ、「特別支給の老齢厚生年金」を受給できます。

　◯「基本手当」の受給中に６５歳に到達した場合は、その翌月から併給調整は行われず、年金は全額支給されます。

　◯したがって、極端な例として６５歳の誕生日の２日前（１日前は満６５歳に到達する）に退職した場合は、雇用保険基本手当が支給されることになります。また、雇用保険受給中に満６５歳に達した場合には基本手当と老齢年金のいずれも受給することができます。詳細は、ハローワーク又は年金事務所でおたずね下さい。

　◯但し、退職理由（自己退職）により給付制限（３ヶ月）が適用されることを念頭にして下さい。

**定年（６０歳）後再雇用制度を活用し満６５歳以上で退職した場合、雇用保険の失業給付と年金は同時に受けられるか**

　◯満６５歳以上で退職した場合については、雇用保険の「基本手当」の受給は出来ませんが、雇用保険から高年齢求職者給付金として一時金が支給されます。

　◯在職期間（１年未満又は１年以上）により３０日分又は５０日分が支給されます。

　◯基本手当の日額算出方法で求めた「賃金日額」の約５割程度が在職期間に応じて支給されます。

◯なお、この一時金は、年金との併給調整がありません。